

平成 16 年度植物防疫事業・農薬安全対策の進め方について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課
農産安全管理課農薬対策室

はじめに

農林水産省に消費・安全局が新設されるなど、平成 15 年度は、政府を挙げて食の安全・安心の確保に向けた取り組みを続けてきたが、米国での BSE 発生、アジア諸国を中心とした鳥インフルエンザ発生等の新たな課題を踏まえて、改めて国民の食に対する信頼確保のために取り組みを強化していく必要がある。特に、これらの問題は海外に大きく依存している我が国の食料供給体制の改革の必要性を示しており、「食」と「農」の再生に向け、国内農業生産における安全・安心な食料の供給体制の構築が求められる。

このような情勢を踏まえ、平成 15 年度から消費・安全局に移行した植物防疫業務においても、食の安全・安心の確保に向けて、より安心な病害虫防除手法の確立等を図るとともに、海外からの病害虫に対する検疫体制および侵入警戒の強化、国内で新たに問題となっている病害虫の防除対策等について適切に病害虫のリスク管理を進めていく必要がある。

さらに、農薬の安全対策については、平成 15 年 3 月の改正農薬取締法の施行、同 6 月の食品安全基本法の成立・施行および改正食品衛生法の施行等を踏まえ、農薬の適切なリスク管理や埋設農薬の処理等の諸課題への対応のために必要な施策を的確に講じることが必要になっている。

I 消費者の理解の得られる病害虫管理体制の整備

病害虫防除の現場では、農作物栽培における病害虫によるリスクを適切に回避することとあわせ、食の安全・安心の確保を図るために、病害虫防除の実態、農薬環境負荷軽減の取組状況等の情報の提供などの取り組みを通じて、消費者の理解・安心を得ることなどが重要となっている。

これらに加えて、防除に使用できる農薬が少ない、い

わゆる基幹的マイナー作物（我が国の主要農作物ではないが、一部の地域においては重要な基幹作物となっているアスパラガス、さやえんどう等の作物）については、改正農薬取締法の施行に伴う農薬使用に対する規制の強化等を踏まえ、農薬の適用拡大を進めるとともに、総合的な防除体系を確立することが急務となっている。

このため、引き続き①病害虫リスク管理体制の整備、②農家段階で導入可能な高精度発生予察技術の定着、③土着天敵の同定方法への技術支援を推進するとともに、新たに、④基幹的マイナー作物について、病害虫発生・被害状況の調査、病害虫の効果的な防除技術の確立とあわせ、農薬散布と耕種的防除技術や物理的防除技術を組み合わせた総合的病害虫防除体系の確立を図ることとしている。

また、これまで同様、「発生予察に基づいた適時適切な防除の実施」が防除指導の基本となるが、①使用する農薬については、登録の有無を確認し、対象作物の適用があるかどうか確認のうえ、使用方法を守って防除するよう指導の徹底を図るとともに、都道府県の作成する防除指針（基準）等に誤記載が生じないよう都道府県と連携して対応する、②フェロモン、天敵等環境に調和しつつ防除効果が期待できる技術の導入およびこれらの技術を組み合わせた総合的病害虫管理体系について、これまで同様、積極的に推進する、などの指導を行っていくこととしている。

II 植物防疫法の一部改正

（植物防疫事業交付金の一部一般財源化）について

小泉内閣が推進する、国と地方の行財政に関する「三位一体改革」の一環として、植物防疫法に基づき国から都道府県に交付される植物防疫事業交付金のうち、人件費に係る部分（病害虫防除所の職員に要する経費等）については、都道府県の責任で自動的・効率的に選択する幅を拡大する観点から、これを一般財源化することにともない、植物防疫法の一部を改正することとした（4 月 1 日施行）。

これにより、職員の配置等について都道府県の裁量の

拡大が図られる一方で、国の行う病害虫発生予察事業および病害虫防除所の運営に要する経費は引き続き交付金の対象として維持するとともに、一般財源化される部分についても必要な財源措置がとられ、都道府県における植物防疫事業の適切な実施の確保を図っている。

III 臭化メチルの削減対策

モントリオール議定書締約国会合(以下、締約国会合)に基づく削減スケジュールにより段階的に削減し、平成17年に全廃することとなっている土壤消毒用の臭化メチルの削減に向けた取り組みとして、本年は、基準年(平成3年)の使用量の70%が削減されている。このため、これまでの事業の成果等により実用可能となった代替薬剤の使用に加え、太陽熱利用土壤消毒、蒸気消毒等の代替技術と薬剤処理を組み合わせた技術など、総合的な防除対策のさらなる普及を推進することが重要である。また、平成17年の全廃に向けて、現在臭化メチル以外に効果的な防除技術のないスイカ、ピーマン等の土壤伝染性ウイルス病については、引き続き代替技術の開発を進めることとしている。

さらに、これらの課題に的確に対応するため、平成12年2月に設置した「臭化メチル削減対策会議」において、関係団体、行政、試験研究機関等の関係者による意見交換を行い、臭化メチル削減に関する問題意識の共有化を図っているところである。

なお、平成17年の臭化メチル全廃以降も削減対象外の臭化メチルを使用できる「不可欠用途使用申請」のため、各都道府県から提出された申請書をとりまとめ、締約国会合事務局へ申請する手続きを昨年から実施しているところであり、代替技術がないなど必要不可欠な用途に限り、全廃後においても臭化メチルを使用できるよう対処することとしている。

IV 農林水産航空事業を巡る状況について

航空防除の実施に当たっては、作物の生育状況および病害虫の発生状況に応じ防除の区域や時期をより特定して行い得るよう、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)に基づき、県レベルおよび地区レベルにおいて事業計画の検討を行い、臨機応変な実施を徹底する必要がある。

また、農村地域における混住化が進んでいるほか、水田を有効に活用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大や有機農産物の生産等地域の作物栽培体系が多様化していることから、作業環境に対応した散布区

域、散布除外区域、散布剤型等について十分に検討を行い、常に安全性の確保に留意するとともに、地域関係者の理解と協力を得るよう努めるほか、航空防除に適さない区域では無人ヘリコプター等による局所的な散布に切り替えを図ることとしている。

V 鳥獣害対策の推進

鳥獣による農作物への被害は、イノシシやニホンザル等が生息している中山間地域を中心に、深刻な問題となっている。

このような状況に対し、効果的な被害防止対策を確立するため、先進的な技術を導入したモデル地区を設定し、鳥獣害防止技術の確立・定着を推進するとともに、地域住民を対象とした普及啓発活動や生産者側での捕獲・自衛のための体制整備の促進等を推進している。

加えて、平成16年度は、接近警戒システムへの応用が可能なGPS等による広域かつ詳細な野生鳥獣の動向調査のほか、地域の技術指導者で構成するチームによる活動体制の整備を推進することとしている。

一方、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」(鳥獣保護法)は平成14年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」として全面的に改正され、狩猟免許に係る欠格条項の見直し、鉛製散弾の使用規制、カタカナ表記からひらがな表記への変更等が行われた。あわせて、平成11年改正時に附帯決議された被害防止対策の強化や被害のより正確な把握といった事項の誠実な履行に努めることができ改めて附帯決議された。このため、今後も精度の高い被害状況の把握、効果的な被害防止対策技術の確立、被害防止施設の整備について一層の拡充を図っていく必要がある。

なお、鳥獣害対策は、現在、消費・安全局植物防疫課が所管しているが、今後生産対策の一環として位置付け、さらなる対策の推進を図るため、平成16年度より生産局農産振興課に移管される予定である。

VI 植物検疫の的確かつ円滑な実施

我が国の植物輸入量は、食生活の多様化等を反映し増加を続けてきたが、特に近年における輸入量および輸入品目数の伸びは顕著なものとなっている。このため、植物に付着した病害虫が我が国へ侵入するリスクはますます高まっており、病害虫の侵入防止を責務とする植物検疫についても、農業者、流通関係者等からの関心も高く、水際での植物検疫の強化が求められている。このため、検査体制を強化するとともに、病害虫の検出、侵入病害虫への初動対応等に係る技術の向上が必要不可欠となっ

ている。また、一方では港湾の 24 時間・365 日化に伴う植物検疫の執務時間の延長に対する要望も高いことから、効率的な組織・業務運営を図りつつ、これら様々な課題とニーズに応じた体制整備等に努めていくこととしている。

日米間の懸案であつたりんご火傷病に係る植物検疫措置については、昨年 12 月、我が国の措置が SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に整合していない旨の WTO 上級委員会報告が採択され、確定した。これにより、我が国は本年 6 月 30 日までに WTO 勧告に従って措置を変更する必要があり、現在、期限までの勧告実施に向けて、新たな植物検疫措置について米国と技術的協議を行っているところである。

一方、国際植物防疫条約においては、SPS 協定との整合性を図る観点から、植物検疫措置に関する国際基準の策定が急ピッチに進められている。それらの中には、検疫有害動植物の危険度解析、木材こん包材の規制に関するガイドライン等が含まれ、かつ、「科学的根拠に基づく検疫措置の策定と実行」が求められており、我が国としても国際ルールを尊重しつつ、国際的協議の場で我が国の考え方を主張していくこととしている。同時に、今後はこれらの国際基準との整合性を考慮しながら、我が国の植物検疫体制の整備を図る必要がある。

これら様々な課題への対応も含め、諸情勢の変化に的確に対応した今後の植物検疫の在り方を検討するため、昨年 5 月から開催してきた植物検疫に関する研究会の報告も踏まえ、植物検疫に関する課題への対応に当たっては、今後とも、透明性を確保しつつ、科学的根拠のある技術的な措置をもって、病害虫の海外からの侵入の脅威から我が国の農業を守るとの基本原則の下で全力を尽くしていくことが重要であると考えている。

VII 農薬安全対策の一層の推進

1 改正農薬取締法に対応した適切な農薬のリスク管理の推進

マイナー作物に対する農薬の適用拡大については、適用作物のグループ化や一定期間の経過措置を設け、この間に適用拡大を行う措置を実施しているところである。こうした取り組みを推進するに当たっては、先に述べた事業等を活用しつつ、経過措置の間に適用拡大が円滑に進むよう、都道府県、地域ブロック、中央の各段階において「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を設置し、各県が相互に連携して、適用拡大に必要なデータの作成を効果的に行うこととしている。

また、特定防除資材（特定農薬）については、農薬と

しての効果が確認できなかっただため指定を保留された資材の効果と安全性に関する評価を行うための指針を本年 3 月 1 日に策定したところであり、今後指針に基づいて評価可能な資料が得られたものについて、食品安全委員会および農業資材審議会農薬分科会等において指定に必要な要件を満たすことが確認されたものから、順次指定を行っていく予定である。

この取り組みにも関連するが、現在販売・使用されている植物活力剤、植物保護液等と称する安全性未確認の資材等登録を受けていない農薬的資材について、化学合成農薬の混入確認試験および安全性・薬効確認試験を行い、取締業務および特定防除資材（特定農薬）の指定に活用するとともに、その結果の情報提供を行うこととしている。

また、農薬の製造・輸入・販売・使用の各段階での規制を強化する農薬取締法の改正、農業者を含む食品関連事業者の責務を明確化した食品安全基本法の制定および残留農薬の規制を強化する食品衛生法の改正を踏まえ、農薬の適正使用の徹底を図るため、農薬使用者、指導者（農薬適正使用アドバイザー）、農薬販売者等を対象とした講習会および研修を実施するとともに、農薬使用状況の記帳指導等を実施することとしている。

2 農薬情報の公開体制の整備

農薬取締法の改正に伴い規定された農薬使用基準に違反した場合には罰則が科せられることとなり、農薬の使用方法等の登録情報を周知させることは極めて重要となっているなかで、農葉検査所においては、ホームページにより登録農葉および失効農葉等に係る情報の公開は行っているが、各農葉ごとの使用方法、適用病害虫および毒性情報等については、その情報量が膨大であることおよびホームページシステムの性能の問題から、その公開が行われておらず、国民がこれらの情報を迅速かつ容易に入手することが困難な状況にある。このため、農葉の新規登録、適用変更、登録失効時に使用方法等や安全性等の情報を速やかに生産現場および流通・消費関係者へ提供できるよう、農葉登録情報、試験成績の概要等に関する情報提供の手法を改良し、情報の随時更新および継続提供を実施するとともに、電子化された情報のセキュリティの強化等を図ることとしている。

3 埋設農葉の最終処理

残留性有機塩素系農葉等（DDT、ドリン剤等）については、環境中に長期間残留し人畜に悪影響を及ぼすことから昭和 46 年に販売禁止等の措置がなされ、回収された農葉については、昭和 46、47 年に国の補助等により地中に埋設処理された。この埋設農葉は、現在約

3,680t が確認されているが、上記農薬を含む 12 種類の残留性有機汚染物質については、我が国が平成 14 年に批准したストックホルム条約 (POPs 条約) において、その適切な管理とその処分を行うことが義務付けられた。

このため、埋設した農薬を掘り出し、化学的に安全な方法により最終的な無害化処理を行うことにより、同条約を履行し、人の健康と環境の保護を図ることとしている。

おわりに

植物防疫業務および農薬安全対策が平成 15 年 7 月に新設された消費・安全局に移管されて、職員も新局における業務の進め方に慣れてきたところである。一方で、平成 15 年に改正された農薬取締法に対応した農薬安全対策や、マイナー作物対策の一層の推進に加え、今年度

は植物防疫法改正による植物防疫事業交付金の一部一般財源化に伴い、都道府県における適切な植物防疫事業の推進体制の維持・整備が求められるなど、引き続き諸課題に的確に対応していかなければならない。また、冒頭にも記したように、国内外で発生した BSE や鳥インフルエンザへの対応が示すように、農政におけるリスク管理体制の整備・強化を早急に進める必要がある。

これらの様々な課題に適切に対応するためには、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、植物防疫関係者一体となって取り組んでいく必要がある。国の関係機関もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の方々の皆様に、これから食料供給・農業生産を支えていくうえでの課題解決に向けて、一層の御支援と御指導をお願いしたい。

新しく登録された農薬 (16.2.1 ~ 2.29)

掲載は、種類名、登録番号：商品名：(製造業者又は輸入業者) 登録年月日、有効成分および含有量、対象作物：対象病害虫：使用時期および回数など。ただし、除草剤については、適用雑草：使用方法を記載。(…日…回は収穫何日前まで、何回以内散布又は摘採何日前まで何回以内の散布の略)。(登録番号 21234 ~ 21247) 新規成分にはアンダーラインを付した。

「殺虫剤」

- エトキサゾール・オレイン酸ナトリウム水和剤
ダニメツフロアブル (21237 : 大塚化学) 2004/2/10
エトキサゾール 5%, オレイン酸ナトリウム 2%
かんきつ：ミカンハダニ：21 日前：2 回
- クロチアニジン粉剤
ダントツ H 粉剤 DL (21242 : 住化武田) 04/02/25
クロチアニジン 0.5%
稻：カメムシ類・ウンカ類・ツマグロヨコバイ・イナゴ類・イネドロオイムシ：14 日前：3 回

「殺菌剤」

- キャプタン・有機銅水和剤
オキシラン水和剤 (21247 : 日本農薬) 04/02/25
キャプタン 20%, 有機銅 30%
みかん：黒点病・そうか病・褐色腐敗病・灰色かび病：30 日前：5 回、りんご：黒点病・斑点落葉病・黒星病・輪紋病・褐斑病・すす点病・すす斑病・炭疽病：14 日前：4 回、おうとう：せん孔病：収穫終了後～落葉期まで：3 回、ベリー類：斑点病：収穫終了後～落葉期まで：3 回、なし：黒星病・黒斑病・輪紋病：7 日前：9 回、もも：縮葉病：発芽前～開花直後：4 回、すいか：つる枯病・炭疽病：14 日前：5 回、メロン：斑点細菌病・つる枯病：14 日前：5 回、きゅうり（露地栽培）：べと病・炭疽病・斑点細菌病：前日：5 回、きゅうり（施設栽培）：べと病・炭疽病・斑点細菌病：10 日前：5 回、トマト（露地栽培）：葉かび病・疫病・輪紋病：前日：5 回、トマト（施設栽培）：葉かび病・疫病・輪紋病：10 日前：5 回、レタス：斑点細菌病・腐敗病：30 日前：5 回、はくさい：軟腐病・黒斑病：30 日前：5 回、ねぎ：黒斑病：14 日前：5 回、芝：葉腐病（ブラウンパッチ）・赤焼病：発病初期：5 回

「除草剤」

- インダノファン・クロメプロップ・ベンスルフロンメチル粒剤
ダイナマンジャンボ (21239 : 日本農薬, 21240 : デュポン) 2004/2/10
インダノファン 2.8%, クロメプロップ 7%, ベンスルフロンメチル 1.5%
移植水稻：水田一年生雑草・マツバイ・ホタルイ・ヘラオモダカ・ミズガヤツリ（東北）・ウリカワ・ヒルムシロ・セリ・アオミドロ・藻類による表層はく離：水田に小包装（パック）のまま投げ入れる。
- オキサジアゾン・ピラゾスルフロンエチル・ブロモブチド粒剤
キラ星 1 キロ粒剤 (21238 : 日産化学) 2004/2/10
オキサジアゾン 4.5%, ピラゾスルフロンエチル 0.3%, ブロモブチド 6%
移植水稻：水田一年生雑草・マツバイ・ホタルイ・ウリカワ・ミズガヤツリ（東北）・ヘラオモダカ（北海道）・ヒルムシロ・セリ・アオミドロ・藻類による表層はく離：湛水散布：1 回
- グリホサートイソプロピルアミン塩液剤
グリホサート 41 % (21241 : キャピタル) 2004/2/10
グリホサートイソプロピルアミン塩 41%
水田畦畔：一年生雑草・多年生雑草：2 回、水田耕起前：一年生雑草：1 回、休耕田：一年生雑草：2 回、りんご・なし・かき・ぶどう・もも：一年生雑草・多年生雑草：3 回、だいず・キャベツ・だいこん・ねぎ：畑地一年生雑草：1 回、公園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地、のり面、鉄道等：多年生雑草・スギナ：3 回：雑草茎葉散布、林地：クズ・落葉雑草かん木：立木注入処理

(8 ページへ続く)